



## 死亡災害等速報

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

長野労働局

災害発生日	令和4年10月
事業の種類	その他の製造業
災害の概要 (注1)	<p>被災者は、稲藁(わら)の仕入れ先(農家)に赴き、田の脇の道路上において、4トラックに稲藁を積み込み終えて、トラック運転席キャビン上からシート掛け作業中(シートに取り付けられたゴム紐を引っ張っていたところ)、ゴム紐の取り付け部がちぎれ、その反動で高さ2m強のキャビン上から墜落し、地面に後頭部を強打し、その後死亡した。安全带(墜落制止用器具)や保護帽は未着用であり、特段の墜落による危険防止措置はとられていなかった。</p> 
再発防止・類似災害防止のためのポイント (注2)	<p>シートの掛けはずし作業は、運転席キャビン上はもとより、荷や荷台の上でも行わず、できる限り地上からの作業とすること。やむを得ない場合も、あおりに作業床を取り付ける等により、あおりなど墜落のおそれの高い箇所での作業を避けること。</p>  <p>荷役作業時の労働災害を防止しましょう ～ 荷役作業時における墜落・転落災害防止のための安全マニュアル～ <a href="https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/0909-1a.pdf">https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anken/dl/0909-1a.pdf</a></p> <p>トラックに係る高所作業については、シート掛け用プラットフォームや被災防止用マット(衝撃吸収材)の設置、安全带(墜落制止用器具)及びその取付設備の使用など、墜落による危険防止措置を講じること。 具体的な設備対策は、「荷主等における荷役災害防止対策の好事例」を参照。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000123262.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseiseibu/0000123262.pdf</a></p> <p>墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用し、あご紐をしっかりと締めること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長野労働局 HP 「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策」 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/unsou-rousaiboushi.html">https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/unsou-rousaiboushi.html</a></li> </ul>

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な再発防止対策等を示したもの。発生した災害の責任を問うために示すものではなく、また、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。